



栃木県公報

平成27年
4月1日(水)
号外
第32号

目次

告 示

- 屋外広告物掲出禁止区域等の指定の一部改正..... 1
- 道路の区域の変更..... 2
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 4

公 告

- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 4

告 示

栃木県告示第百六十九号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成十一年栃木県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。ただし、第二の部第三号及び第五号の改正規定、第八の部第一号及び第二号の改正規定、第九の部の改正規定（「及び県道那須高原線の起点から終点までの道路」を削る部分、「日光市」の下に「那須塩原市」を加える部分及び同部を第八の部とする部分を除く。）並びに第十の部の改正規定（「宇都宮市」の下に「那須塩原市」を加える部分及び同部を第九の部とする部分を除く。）は、告示の日から適用する。

平成二十七年四月一日

栃木県知事 福田 富一

前文中「第四条第一項第三号、」を削る。

第二の部中「日光市」の下に「那須塩原市」を加え、同部第三号中「矢板バイパスと内川の」を「矢板市地内内川との」に改め、同部第五号中「地内一般国道二百九十三号（那須郡那珂川町北向田字中島百六十八番一から那須郡那珂川町小川七百三十番一までの区間にあつては、道路の供用開始に関する告示（平成七年栃木県告示第五百八十七号）に規定する道路を除く。第九の第四号において同じ。）」を「小川字八反畑地内県道矢板那珂川線」に改め、同部中第六号から第十一号までを削り、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とする。

第三の部中「日光市」の下に「那須塩原市」を加え、同部第三号中「及び県道那須高原線の起点から終点までの道路」を削る。

第四の部を削り、第五の部を第四の部とし、第五の二の部を第五の部とし、第六の部を削り、第七の部を第六の部とする。

第八の部中「うち日光市」の下に「那須塩原市」を加え、同部第一号中「船生地内」を「大字船生字沢畑地内塩谷町町道天頂船場線との交差点までの道路、塩谷町町道天頂船場線のうち同交差点から塩谷郡塩谷町大字船生字上川原地内一般国道四百六十一号との交差点までの道路、一般国道四百六十一号のうち同交差点から塩谷郡塩谷町大字船生字落合原地内」に改め、同部第二号中「（芳賀郡市貝町大字笹原田三百四十一番一から芳賀郡茂木町大字板井二千四百四十三番一までの区間にあつては、道路の供用開始に関する告示（平成四年栃木県告示第八百七十六号）に規定する道路を除く。以下同じ。）」を削り、「福島県境から」の下に「大田原市佐良土地内箒橋を経て那須郡那珂川町小川字上宿地内県道矢板那珂川線との交差点までの道路、県道矢板那珂川線のうち同交差点から那須郡那珂川町小川字上宿地内那珂川町町道旭緑町線との交差点までの道路、那珂川町町道旭緑町線のうち同交差点から那須郡那珂川町地内一般国道二百九十四号との交差点までの道路、一般国道二百九十四号のうち同交差点から芳賀郡茂木町地内茂木町町道茂木坂井線との交差点までの道路、茂木町町道茂木坂井線のうち同交差点から芳賀郡茂木町地内県道那須黒羽茂木線との交差点までの道路、県道那須黒羽茂木線のうち同交差点から芳賀郡茂木町地内県道茂木停車場線との交差点までの道路、県道茂木停車場線のうち同交差点から芳賀郡茂木町地内茂木町町道上新平成線との交差点までの道路、茂木町町道上新平成線のうち

同交差点から芳賀郡茂木町地内一般国道百二十三号との交差点までの道路、一般国道百二十三号のうち同交差点から芳賀郡茂木町地内一般国道二百九十四号との交差点までの道路、一般国道二百九十四号のうち同交差点から」を加え、同部を第七の部とする。

第九の部中「及び県道那須高原線の起点から終点までの道路」を削り、「うち日光市」の下に「那須塩原市」を加え、同部第四号中「地内一般国道二百九十三号」を「小川字八反畑地内県道矢板那珂川線」に改め、同部中第九号を第十六号とし、第八号を第十五号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の五号を加える。

十 県道茂木停車場線のうち、芳賀郡茂木町地内県道那須黒羽茂木線との交差点から芳賀郡茂木町地内茂木町町道上新平成線との交差点までの道路

十一 塩谷町町道天頂船場線のうち、塩谷郡塩谷町大字船生字沢畑地内一般国道四百六十一号との交差点から塩谷郡塩谷町大字船生字上川原地内一般国道四百六十一号との交差点までの道路

十二 茂木町町道上新平成線のうち、芳賀郡茂木町地内県道茂木停車場線との交差点から芳賀郡茂木町地内一般国道百二十三号との交差点までの道路

十三 茂木町町道茂木坂井線のうち、芳賀郡茂木町地内一般国道二百九十四号との交差点から芳賀郡茂木町地内県道那須黒羽茂木線との交差点までの道路

十四 那珂川町町道旭緑町線のうち、那須郡那珂川町小川字上宿地内県道矢板那珂川線との交差点から那須郡那珂川町地内一般国道二百九十四号との交差点までの道路

第九の部中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 県道那須黒羽茂木線のうち、芳賀郡茂木町地内茂木町町道茂木坂井線との交差点から芳賀郡茂木町地内県道茂木停車場線との交差点までの道路

七 県道矢板那珂川線のうち、那須郡那珂川町小川字上宿地内一般国道二百九十四号との交差点から那須郡那珂川町小川字上宿地内那珂川町町道旭緑町線との交差点までの道路

第九の部を第八の部とする。

第十の部第一項中「宇都宮市」の下に「那須塩原市」を加え、同項第一号中「矢板バイパスと内川の」を「矢板市地内内川との」に改め、同項第三号中「七井」を「大字七井」に改め、同部第二項中「矢板バイパスと内川の」を「矢板市地内内川との」に改め、同部を第九の部とする。

第十一の部を第十の部とする。

(都市計画課)

栃木県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年4月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年4月1日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道
路線名 119号
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	日光市大室字三ツ木沢32-2から 日光市大沢町字河原田528-1まで	33.2~135.3	1,220.0	
	後	日光市大室字三ツ木沢32-2から 日光市大沢町字河原田528-1まで	33.2~100.9	1,220.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 西田井二宮線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
166	前A	真岡市物井84-2から 真岡市鹿721まで	5.0~9.6	3,094.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市物井84-2から 真岡市鹿721まで	14.2~28.6	3,795.0	
	後	真岡市物井84-2から 真岡市鹿721まで	14.2~28.6	3,795.0	

Ⅲ

道路の種類 県道
路線名 一般県道 蛭田喜連川線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
167	前	さくら市穂積字道下1567-1から さくら市金枝字屋敷通937-1まで	2.8~9.4	3,166.0	
	後	さくら市穂積字道下1521-2から さくら市金枝字屋敷通933-1まで	8.1~26.5	3,747.0	

Ⅳ

道路の種類 県道
路線名 一般県道 杉山石末線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
176	前	塩谷郡高根沢町大字太田字道下14-3から 塩谷郡高根沢町大字太田字道下10-3まで	17.6~36.6	80.5	
	後	塩谷郡高根沢町大字太田字道下14-3から 塩谷郡高根沢町大字太田字道下10-3まで	12.7~23.0	80.5	

Ⅴ

道路の種類 県道
路線名 一般県道 物井寺内線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
187	前A	真岡市物井4944から 真岡市物井5090まで	5.5~6.9	790.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市物井4944から 真岡市物井4891まで	14.8~22.0	560.0	
	後	真岡市物井4944から 真岡市物井5090まで	7.6~22.0	900.0	

VI

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 つくば真岡線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
326	前A	真岡市高田310-1から 真岡市高田1524まで	5.5~10.8	1,490.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	真岡市高田310-1から 真岡市高田1524まで	16.8~28.0	1,634.0	
	後	真岡市高田310-1から 真岡市高田1524まで	16.8~28.0	1,634.0	

(道路保全課)

栃木県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

- 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画公園6・6・001号栃木県総合運動公園
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
宇都宮市西川田2丁目、西川田4丁目、緑5丁目及び今宮4丁目の各一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課及び宇都宮市都市整備部都市計画課

(都市計画課)

公 告

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年4月1日に変更した、宇都宮都市計画特別用途地区の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)